

(危険品：現改比較) 旅客営業規則第 307 条

現行 (前略)	改正 (前略)
(手回り品及び持込禁制品) 第 307 条 旅客は、第 308 条から第 309 条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。） (4) 死体 (5) 動物（小数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 309 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの (注) 別表第 4 号に定める適用除外の物品及び第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 前項ただし書第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。 4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は	(手回り品及び持込禁制品) 第 307 条 旅客は、第 308 条から第 309 条までに規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。<u>ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</u>） (4) 死体 (5) 動物（小数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 309 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの 2 前項ただし書第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。 4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は

現行	改正
第 282 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。 5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。 (中略) 別表第 4 号 <u>(別紙 1 参照)</u> (以下略)	第 282 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。 5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。 <u>第 307 条の 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。</u> <u>(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。</u> (中略) 別表第 4 号 <u>(別紙 2 参照)</u> (以下略)

現行

別表第 4 号

【第307条】

危険品

品目 番号	危険品の品目	適用除外の物品
1	火薬類 (1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。 (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。 (3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあつては800個以内）のもの。
2	高圧ガス (1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン—12、フロン—22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの。
3	マッチと軽火工品 (1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの。 (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。

品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品
4	油紙、 油布類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造との重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等） (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾール） (3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く。）で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）、沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。
9	酸化腐し よく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。

品目 番号	危 険 品 の 品 目		適 用 除 外 の 物 品
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールゲン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燐蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの。

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。

改正

別表第 4 号

【第307条】

危 険 品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠＊	容器・荷造との重 量が２キログラム以 内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey＊	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬＊	容器・荷造との重 量が３キログラム以 内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47 年政令第318号）における危険物「1. 爆 発性の物」に該当する品目	—	—
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造との重 量が３キログラム以 内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡＊	実重量が300グラム 以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のも のに限る。）	—	—
			—	アルミニウム粉	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外 の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤りん	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナ トリウム）	—	—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	—
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙 等）＊	容器・荷造との重 量が５キログラム以 内のもの
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木 精）	消毒用アルコール＊	２リットル以内又は 容器・荷造との重 量が２キログラム以 内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー＊	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化 剤＊	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノール、 除菌スプレー＊	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶＊	医療用又は携帯用酸 素容器に封入した酸 素ガスで２本以内の もの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで２本以内 のもの
					炭酸ガスカートリッ ジ＊	２リットル以内又は 容器・荷造ともの重 量が２キログラム以 内のもの
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで２本以内 のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	２リットル以内又は 容器・荷造ともの重 量が２キログラム以 内のもの
				フレオン—12	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				フレオン—22	エアゾール噴射剤、 エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセット ガスボンベ＊	
				液体空気	—	—
				液体窒素	—	—
				液体酸素	—	—
				液体アンモニア	—	—
液体塩素	—	—				
液体亜硫酸	—	—				
液化シアン化水素（液体青酸）	—	—				
塩化エチル	—	—				
塩化メチル（メチルクロライド）	—	—				
液化酸化エチレン	—	—				
塩化ビニルモノマ	—	—				

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	液化 ガス	液体メタン	—		
				その他の液化ガス及びその製品	—		
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—		
			—	塩素酸カリウム	—		
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—		
			—	塩素酸カルシウム	—		
			—	塩素酸ストロンチウム	—		
			—	塩素酸アンモニウム	—		
			—	その他の塩素酸塩類	—		
		過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—		
			—	過塩素酸カリウム	—		
			—	過塩素酸ナトリウム	—		
			—	その他の過塩素酸塩類	—		
		過酸化 物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—		
			—	過酸化カルシウム	—		
			—	過酸化マグネシウム	—		
			—	過酸化バリウム	—		
			—	過酸化亜鉛	—		
			—	過酸化カリウム	—		
			—	その他の無機過酸化物	—		
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの	
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—		
			—	硝酸ナトリウム	—		
			—	その他の硝酸塩類	—		
		亜塩素 酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	その他の亜塩素酸塩類	—		
		次亜塩 素酸 塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—		
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの	
			その他 酸化性 の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
				—	過硫酸カリウム	—	
				—	過硫酸ナトリウム	—	
				—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
				—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊		
			—	硝酸	—		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉍油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通

常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。
(注2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。